

サービス学会出版委員会
論文誌編集委員会規程

(目的)

第一条 サービス学会が発行する学術論文誌における質の良い論文の出版と、査読作業の効率的な運営の為に、サービス学会出版委員会に論文誌編集委員会を置く。

(構成員)

第二条 論文誌編集委員会は一人以上の編集長、および複数名の編集委員により構成される。

(構成員資格)

第三条 全ての構成員は、以下の条件を満たすものとする。

(1) 大学・研究機関の構成員：

原則として博士号を有しサービス関係の主著論文 1 本以上がある助教相当以上の職位の者。

(2) 実務家の構成員：

過去の実績により個別に編集長が資格を判断する。

(編集長)

第四条 編集長はサービス学会理事会において選出される。当学会の学問的特殊性により、複数の編集長を置くことができる。編集長の任期は5年とし、再任を妨げない。

(編集委員)

第五条 編集委員は、編集長が選出し、理事会の承認を得るものとする。編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(特集号編集委員)

第六条 特定の分野の論文で構成した特集号を担当する編集委員（以下、特集号編集委員）を追加することができる。特集号編集委員は、編集委員からの推薦により、論文誌編集委員会の承認を経て決定する。ただし、任期は当該論文特集号の編集期間とし、当該特集号の編集業務のみを担当する。

(編集幹事)

第七条 論文誌編集委員会の中から幹事 1 名以上を置くものとする。幹事は編集長が指名し、任期は2年とし、再任を妨げない。

(論文編集委員会)

第八条 論文誌編集委員会を毎月1回開催し、論文の審議などを行うものとする。

(解任)

第九条 構成員に職務遂行上の問題があるときには、サービス学会理事会の決議により解任することができる。

附則

1. この規定の変更は理事会の承認を得なければならない。
2. この規定は2023年3月3日より施行する。

2018年5月24日 サービス学会理事会制定
2023年3月3日 サービス学会理事会改定